

- (6) Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the open tender are who shall:
- ① not come under Article 6 of the administrative instruction of the Contractual Rules of the West Nippon Expressway Company Limited.
 - ② submit a copy of a tax payment certificate published within the past three months and formulated in either formats of 3, 3—2 or 3—3 prescribed by Article 9 of the Enforcement Regulations of the National Tax Act.
 - ③ have proven to have actually sold, manufactured or delivered the sodium chloride concerned
 - ④ have proven to have or borrow the storage warehouse of 520 tons or more of the sodium chloride above, located within a radius of 100km from the following operation office concerning each purchase, and to be able or plan to use the storage warehouse during a term of the contract. The operation office and the capacity of the storage warehouse of each purchase object are as follows.
 - 1) Fukusaki Operation Office 350 tons,
 - 2) Himeji Operation Office 170 tons.
- (7) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 4:00 P.M. 21 August 2019 (submitted by mail: 4:00 P.M. 21 August 2019)
- (8) Time-limit for tender: 4:00 P.M. 10 October 2019
- (9) Contact point for the notice: Shinichi Miki Assistant Manager, Accounting Division, General Affairs and Planning Department, Kansai Branch, West Nippon Expressway Company Limited, 1—13 Iwakura-cho, Ibaraki City, Osaka Prefecture 567—0871 Japan TEL 06—6344—9242

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年7月31日

契約責任者 西日本高速道路株式会社
中国支社 支社長 小笹 浩司

◎調達機関番号 419 ◎所在地番号 34

○第17号

1 調達内容

- (1) 品目分類番号 2
- (2) 購入件名及び予定数量 (※)
 - (a) 中国山陰地区凍結防止剤等購入
米子高速道路事務所管内
凍結防止剤等 3,888 t
松江高速道路事務所管内
凍結防止剤等 1,509 t
 - (b) 中国岡山地区凍結防止剤等購入
津山高速道路事務所管内
凍結防止剤等 2,244 t
岡山高速道路事務所管内
凍結防止剤等 657 t
 - (c) 中国広島地区凍結防止剤等購入
三次高速道路事務所管内
凍結防止剤等 4,027 t
福山高速道路事務所管内
凍結防止剤等 643 t
広島高速道路事務所管内
凍結防止剤等 1,446 t
 - (d) 中国千代田地区凍結防止剤等購入
千代田高速道路事務所管内
凍結防止剤等 8,557 t
 - (e) 中国山口地区凍結防止剤等購入
山口高速道路事務所管内
凍結防止剤等 3,601 t
周南高速道路事務所管内
凍結防止剤等 501 t

※ 数量は過年度実績に基づき算出した予定数量であり、契約数量を保証するものではない。

- (3) 調達件名の特質等 入札説明書による。
- (4) 契約期間
 - (a) 契約締結日の翌日から令和2年4月16日まで
 - (b) 契約締結日の翌日から令和2年4月15日まで
 - (c)(d) 契約締結日の翌日から令和2年4月10日まで
 - (e) 契約締結日の翌日から令和2年3月31日まで
- (5) 納入場所
 - (a) 西日本高速道路株式会社 中国支社 米子高速道路事務所 鳥取県米子市赤井手962—2 管内他3箇所
西日本高速道路株式会社 中国支社 松江高速道路事務所 島根県松江市玉湯町布志名968—9 管内他2箇所

- (b) 西日本高速道路株式会社 中国支社 津山高速道路事務所 岡山県津山市河辺796 管内他4箇所
西日本高速道路株式会社 中国支社 岡山高速道路事務所 岡山県岡山市北区富原2587—5 管内他3箇所
 - (c) 西日本高速道路株式会社 中国支社 三次高速道路事務所 広島県三次市西酒屋町216 管内他4箇所
西日本高速道路株式会社 中国支社 福山高速道路事務所 広島県福山市蔵王町5—24—1 管内他1箇所
西日本高速道路株式会社 中国支社 広島高速道路事務所 広島県広島市安佐南区川内2—8—1 管内他3箇所
 - (d) 西日本高速道路株式会社 中国支社 千代田高速道路事務所 広島県山県郡北広島町有田字明神1177 管内他7箇所
 - (e) 西日本高速道路株式会社 中国支社 山口高速道路事務所 山口県山口市小郡上郷字二又川東1221 管内他7箇所
西日本高速道路株式会社 中国支社 周南高速道路事務所管内 徳山西IC 山口県周南市大字戸田字下佐畑東4446 管内他2箇所
- (6) 入札方法
- ① 入札金額は、各項目の単位あたりの税抜単価に予定数量を乗じた価額の総価を記載すること。
 - ② 消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札金額は、消費税及び地方消費税相当額を除いた税抜き額を記載すること。なお、入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入した金額)をもって契約金額とする。
- 2 競争参加資格
- (1) 西日本高速道路株式会社契約規程実施細則(平成17年細則第7号)第6条の規定に該当しない者であること。
 - (2) 維持管理役務、物品・役務及び労働者派遣における取引停止事務処理要領(平成21年要領第150号)に基づく取引停止の対象者に該当しない者であること。

- (3) 競争参加資格確認申請書の提出時に過去3ヶ月以内に発行された納税証明書(国税通則法施行規則別紙第9号書式(その3、その3の2、その3の3のいずれか))の写しを提出できる者であること。
 - (4) 平成16年度以降、年間の塩化ナトリウムに係る販売実績、製造実績又は納入実績があることを証明した者であること。
 - (a) 2,100 t 以上
 - (b) 1,100 t 以上
 - (c) 2,400 t 以上
 - (d) 3,400 t 以上
 - (e) 1,600 t 以上
 - (5) 事務所から半径100km以内の場所に位置する当社が指定する備蓄容量以上の備蓄倉庫を保有又は借用(以下「保有等」という。)し、契約期間中当該備蓄倉庫を使用できること又は使用予定であることを証明した者であること。
 - (a) 米子高速道路事務所 510 t 以上
松江高速道路事務所 210 t 以上
 - (b) 津山高速道路事務所 400 t 以上
岡山高速道路事務所 100 t 以上
 - (c) 三次高速道路事務所 410 t 以上
福山高速道路事務所 120 t 以上
広島高速道路事務所 250 t 以上
 - (d) 千代田高速道路事務所 970 t 以上
 - (e) 山口高速道路事務所 480 t 以上
周南高速道路事務所 100 t 以上
- (b)(c)(d)(e) 上記かつ、四国地方に設ける場合には架橋等の通行止め時の運搬対応が明確であること。(記載例1) 中国地方に予備倉庫を仮契約している。(記載例2) 船舶での運搬が行えるよう仮契約をしている。
- (6) 警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
- ① 以下のいずれかの場合に該当する資本関係
 - I) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合。
 - II) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。